「有価物（再生資源：非鉄）後期払下げ」仕様書

八潮市リサイクルプラザから排出する再生資源の払下げに係る仕様書については、下記のとおりです。

記

１．件名　　有価物（再生資源：非鉄）後期払下げ

２．場所　　八潮市リサイクルプラザ（八潮市大字八條２３６５番地１地内）

３．入札金額は、１ｔ当たりの単価、消費税は外税とし、税抜き価格で記入してください。
※非鉄（モーター、真鍮、銅、被覆線、コンプレッサー､アルミスプレー缶プレス、ラジエーター等)
※逆有償となる場合は､辞退と記載してください。
※契約金額は、消費税相当額分を加算した額となります。

４．有価物（再生資源）の搬出量は、以下の前年度搬出実績を参考にしてください。
集計期間：令和７年１２月～令和８年３月
・非鉄　　４．８５ｔ　（月平均　１．２１ｔ）
※引渡し量を確約するものではありません。

５．有価物（再生資源）の払下げ期間
令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までの４か月の期間とします。（ただし、土曜日及び日曜日、祝日の払下げは除くものとします。）

６．注意事項
⑴　入札金額を見積もる際は、有価物（再生資源）の現状を考慮してください。
現物確認を希望する場合は、八潮市リサイクルプラザへ事前連絡をお願いします。
⑵　引き取る際は、市所有の台貫を使用し計量してください。
⑶　物品の積込みは、原則払下げ業者が行ってください。その際、市所有の機材（フォークリフト等）を貸与します。

(4)　市から物品払下げの連絡を受けたときは、速やかに引取りをお願いします。また、ファクスにて、車両番号、積載重量の連絡をお願いします。

(5)　八潮市リサイクルプラザが保有するドラム缶等の容器に仮置きしてある物品は、引取り後、容器から物品の取出しを行い、空き容器は、速やかに所定の場所に返却してください。

７．事故の報告

買受者は、運搬時における事故については、速やかに市に報告するとともに、買受者の責任において解決しなければなりません。

８．法の遵守

(1)　買受者は、業務全般の遂行にあたって、道路運送法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守するものとします。

(2)　搬出後における運搬後の処理経過で生じた廃棄物及び事故については、関係法令を遵守し、買受者の責任において適正に処理しなければなりません。